

平成20年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成20年11月21日(金) 午前8時30分～午前10時35分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

※消防本部は総務警防課長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

(関係部局)

(3) 10か年実施計画要望状況と事業企画提案について

(企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。大変寒くなってきましたが、お体には気を付けていただきたいと思います。

12月議会が12月2日に開会予定です。今週の火曜日から会派説明が始まっており、後ほど、質疑応答の内容等の説明をしていただきますが、質問が予想される項目などについては事前に十分準備をして、遺漏のない対応をお願いしたいと思います。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 　　では、議事に入る。

市議会定例会提出議案についてであるが、まず、会派説明の報告を、企画部からお願います。

<企画部長>

会派説明については、18日、19日の両日、自民クラブ、協働ネット21、公明党議員団、無会派の4会派に対して行った。なお、みどりの風については、本日の午後に説明する予定である。説明させていただいた項目は4項目で、1点目は、企画部からの12月補正予算について。2点目も、企画部からの東予港東港地区港湾関連用地造成事業についてであり、これは住友化学さんの依頼によって公有水面を埋立てしようとする内容である。3点目は、建設部からの新居浜市市営活性

化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであり、別子山地区の活性化のために活性化推進住宅の入居条件を緩和しようとするものである。4点目が、教育委員会事務局から、平成20年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書の提出についてである。今年度から、教育委員会が実施している事業について、議会に報告書を提出するということでの説明を行った。

まず、1点目の12月補正予算について。経常経費の中で、住宅管理費で修繕経費を計上しているが、このことについて相当議論があった。内容としては、「今回の修繕で、どの程度入居可能となる戸数があるのか。」「相手方請求を実施していると思うが、その実績は。」また、高額な修繕ということでご説明したので、「その内容は。」ということでのご質問があった。また、「市営住宅の建替えが進んでいないのではないか。」というご意見もあった。その他、日浦の公衆便所の改修について、「想定以上に利用者が増えたということだが、どの程度増加したのか。」「処理方法は、どのようなものを考えているのか。」と言ったご質問があった。また、慈光園の建設事業については、「借地から購入に替わったということだが、用地の購入費用はどの程度か。」と言ったようなご質問があり、これらが主なものであった。

2点目の東予港の東港地区港湾関連用地造成事業については、「埋立てに使う用材については、新居浜市の東港の浚渫土砂を入れるということであるが、どの程度入るのか。」、また、「事業手法として、新居浜市が造成するということであるが、それは一般的なのか。」と言ったようなご質問があった。

3点目の市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例については、「活性化住宅と市営住宅の違いは。」とか、「別子山地域の活性化推進住宅以外の市営住宅の入居状況は。」、また、「活性化住宅に空きがあるのだが、入居見込みがあるのか。」と言ったようなご質問があった。

4点目の教育委員会の点検・評価報告書の提出については、「評価は点数ですか。」「ランク付けなのか。」、また、「全国比較をするのか。」と言ったようなご質問があった。

主な点は、以上のとおりである。

市長 はい、わかりました。

では、議案に沿って、建設部、経済部と順番に説明をお願いします。

<別添資料、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<建設部長>

報告第20号・第21号の専決処分の報告2件と議案第78号・第81号及び第82号の3件について説明する。

報告2件については、いずれも損害賠償の額の決定についてである。

まず、報告第20号の専決処分の報告について。本件は、平成20年4月2日、午後4時30分頃、市が管理する国領川緑地左岸城下橋北側の庄内町六丁目5番38号地先にある多目的広場内のゲートボールグラウンドにおいて、友達と鬼ごっこをして遊んでいた女子児童が、ボール飛び出し防止用として設置されていた柵に接触して転倒し、大腿部にささくれた木片が5cm程度突き刺さり、負傷した事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償額については、治療費等4万1,830円の内、医療費に相当する額1万9,630円を支払いすることとしたものである。

次に、報告第21号の専決処分報告について。本件は、平成20年4月17日、午後9時頃、市道滝の宮中筋線、滝の宮町9番20号地先路上において、北進中の原動機付自転車が舗装と未舗装との段差にハンドルをとられ転倒し、運転者が負傷、車両を損傷した事故に係る損害賠償額を決定したものである。損害賠償の額については、治療費及び車両の修理に要する費用等32万4,700円の内、30パーセントに相当する額9万7,410円を支払いすることとしたものである。

次に、議案第78号の新居浜市公営駐車場の指定管理者の指定について。公営駐車場の西原中須賀駐車場については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、導入前に比べ管理経費が削減されるとともに、駐車場の利用促進により使用料収入が増加するなど、評価できるものと判断している。そのため、引き続き指定管理制度を継続することとし、本年8月、公募により指定管理者候補者の申請受付を行ったところ、社団法人新居浜市シルバー人材センター1団体の応募があった。その後、指定管理者候補者選定委員会の審査において、同申請団体が適格と判断されたことから、今回、指定管理者に指定しようとするものである。なお、指定の期間については、安定的な経営による利用者サービスの向上を図るため、期間を3年から5年に延長し、平成21年4月1日から26年3月31日までとしている。

次に、議案第81号の新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、平成21年4月1日に施行される公営住宅法施行令の一部改正をうけて、必要な改正をしようとするものである。公営住宅の入居収入基準は、最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入として、平成8年の政令改正により、当時の全国の2人以上の世帯を収入の低い順に並べ、収入の低いほうから数えて25%に相当する収入の額である20万円に設定したところであるが、その後の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴い、現在、当該収入額は、収入分位36%に相当している。その結果、入居の応募倍率が全国的に上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況にあることから、入居収入基準が現在の収入分位25%に相当する政令月収が15万8千円に改定されることとなっている。また、高齢者世帯等のいわゆる裁量世帯についても、現在の26万8千円が21万4千円に改定される他、改良住宅についても一般世帯では13万7千円が11万4千円に、裁量世帯では17万8千円が13万9千円に改定される。以上、申しあげた市営住宅の入居者の資格に関しては第6条に、また、改良住宅の入居者の資格に関しては第7条に規定されている。現行の条例の条文では、政令に規定されている金額をそのまま示して規定していることから、将来、政令の該当規定に改正があったときにも対応できるよう、今回、政令の該当規定を引用する形式に改正しようとするものである。次に、一部改正の第2条である。今回の改正に伴う経過措置についての規定である。政令改正による家賃の改定とあわせて説明する。公営住宅の家賃は、入居者の収入の区分に応じて8段階に分け、それぞれの家賃算定基礎額から算出されるが、この区分及び家賃算定基礎額について、政令で改定が行われたことにより、実際に入居者にかかる家賃は、平成21年度から変化することが予想されている。個別の家賃算定は、システムの改修を必要とすることから、今後の作業となるが、予測としては、政令月収が0円から10万4千円までの世帯、これは平成20年3月末時点の公営住宅の入居世帯でみると全体の約4分の3の世帯が該当するが、この世帯については家賃の変動はほとんどないものと考えている。この他、

収入の程度に応じて区分された8段階の区分ごとに予想される家賃額の予測分析を試みたところ、特に所得の高い入居者では、概算ではあるが、最大で約25%程度、家賃が上昇する世帯がでてくることも予想されている。平成20年度の時点で既に入居している既存入居者にとると、このように急激に家賃が上昇することは、負担が大きいことから、政令に規定されている経過措置を条例の附則にも規定する。まず、附則第12項は、既存入居者の家賃の上昇を、5年に分けて段階的に上げる激変緩和措置を規定するものである。具体的には新家賃と旧家賃の差額に、1年ごとに2割ずつ上昇する負担調整率を乗じて上昇させていこうとするものである。次に、収入超過者の認定についてである。収入超過者の基準については、経過措置を附則第14項、第15項にそれぞれ規定し、現在入居している者に関しては、平成25年度までは旧令による基準によるものとしている。なお、この条例は、第1条の規定に関しては、公布の日から、第2条の経過措置に関する規定については、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第82号の新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について。活性化推進住宅は、別子山地区の発展と活性化を目的として、地区の各産業の後継者又は指導者に低廉な家賃で住宅を賃貸するために建設された住宅であるが、地区内に雇用の場が少ないことや、地区外から通勤している単身者等で、入居を希望する方がおられることから、入居者資格を緩和し、単身者や就労者でなくても地区に定住を希望する方であれば入居できるように条例を改正しようとするものである。主な改正内容についてである。まず、就労されていない定住希望者も入居可能とするため、第1条中「新居浜市別子山地区内の各産業の後継者若しくは指導者を確保し、又は育成し、地区の各産業の発展」の条文を「新居浜市別子山地区の発展」に、また、「後継者又は指導者で住宅に入居を希望するもの」の条文を「就労者又は地区に定住を希望する者」に改めようとするものである。次に、第2条中第1号「後継者及び指導者」、第5条中「後継者及び指導者である」の条文を「就労者」に改め、単身者も入居可能とするため、第6条第1項第1号を「就労者又は地区に定住しようとする者で、現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を有する者又は単身で入居しようとする者であること。」に改めようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<経済部長>

報告第22号の専決処分の報告と議案第76号・第77号について説明する。

まず、報告第22号の専決処分の報告については、損害賠償の額の決定についてであり、平成20年3月20日午前3時頃、垣生（長岩）漁港前の長岩樋門を開放したが、前日の降雨により遊水池の水位が通常より高くなっていたこと、また、大潮であったこと等により、遊水池の水が一気に漁港へ流れ出たため、漁港の浮き桟橋のアンカー用ロープが切れ、係留していた2隻の漁船が転覆、また、1隻の漁船が損傷を受けた事故に係る損害賠償の額を決定したものである。損害賠償の額については、各当事者との協議及び株式会社損害保険ジャパンの査定により、浮き桟橋の修理及び3隻の漁船の修理に要する費用等として、係留施設の所有者である団体に対しては、18万6,375円を、漁船の所有者である3名の方に対しては、それぞれ、53万1,995円、24万9,9

55円、1万2,600円を支払いすることとしたものである。なお、損害賠償額については、全額、株式会社損害保険ジャパンより支払われている。

次に、議案第76号の新居浜市商業振興センターの指定管理者の指定について。本案は新居浜商工会議所を当施設の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。新居浜市商業振興センターについては、平成18年度から新居浜商工会議所が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。この制度の導入により、管理経費の削減、利用者数・使用料収入の増を図ってきたところである。今回の選定については、公募を実施し、新居浜商工会議所、他1団体の2団体からの応募があった。新居浜市指定管理者候補者選定委員会において、施設の設置目的に対する事業内容の適合性、サービスの向上、利用促進・利用増への取り組みなどを項目化した選定基準を基に審査され、新居浜商工会議所が選定順位第1位という審査結果を受け、新居浜市商業振興センターの指定管理者に新居浜商工会議所を指定しようとするものである。なお、指定の期間については、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間を予定している。

次に、議案第77号の新居浜市別子観光センター及び新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定について。新居浜市別子観光センター及び新居浜市森林公園ゆらぎの森については、平成18年度から(有)悠楽技が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。近年は県道工事による長期の通行制限も影響し、来園者については減少傾向の施設となっており、現在、利用者増を図るため花の見所創出や新たなイベント事業への取り組みを図っているところである。今回の指定については、(有)悠楽技は旧別子山村時代に、行政主導で別子山地区内での雇用確保、過疎化対策として、森林公園ゆらぎの森の管理運営業務を受託するために設立されたものであることから、非公募として(有)悠楽技を候補者に選定し、新居浜市指定管理者候補者選定委員会の審査結果を受け、(有)悠楽技を指定管理者に指定しようとするものである。指定の期間については、平成21年4月1日から23年3月31日までの2年間を予定している。

<企画部長>

議案第68号と議案第83号から議案第89号までの予算議案について説明する。

まず、議案第68号の新居浜市土地開発公社定款の一部を改正する定款の制定について。本議案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、民法の一部が改正され、同法第59条に規定されている監事の職務が削除されるとともに、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正され、同法第16条第8項として、新たに監事の職務が規定されたことに伴い、土地開発公社定款第7条第5項の規定を整備しようとするものである。なお、この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行したいと考えている。

次に、議案第83号から第89号までの予算議案については、お手元に配布している平成20年度12月補正予算案の概要に沿って説明する。

まず、1の予算規模等についてである。今回の補正予算は、土地区画整理事業、中央環状線改良事業等の公共事業をはじめ、慈光園建設事業等の単独事業、商工会議所助成費、中小企業金融対策

費等の施策費及び金融対策事務費等の経常経費について措置している。

この結果、一般会計では、補正額1億1,255万5千円の増、補正後の予算総額は419億3,165万2千円となり、前年度の同期と比較すると、11億325万2千円、2.6%の減となっている。

また、特別会計については、渡海船事業特別会計他5会計の補正となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業について説明する。まず、公共事業についてである。土地区画整理事業については、まちづくり交付金事業の補助内示増ということで、補償費について予算措置するもので、3,500万円の追加となっている。次の中央環状線改良事業についても、まちづくり交付金事業の補助内示増に対応したもので、当該路線の早期完了を目指すということで、平成21年度の事業完成を目指して、工事費等を追加するものである。次の地域情報通信基盤整備事業については、国の地域情報通信基盤整備推進交付金の内示により、補助金を追加するものである。事業主体は㈱ハートネットワークであり、これらの公共事業で、1億1,340万5千円の増となっている。

次に、単独事業である。慈光園建設事業については、施設建設用地、西滝グラウンドであるが、当初、借地により計画していたが、土地所有者との協議の結果、土地購入ということで話がまとまったことから、借地料を減額するものである。次に、公衆便所改修事業についてである。対象は日浦公衆便所であるが、予想以上の利用者数で処理能力強化のために改良工事を行うため、工事費を追加するものである。次の活性化推進住宅整備事業については、建設予定地が市有地から民有地に変更になったことから、工事費、土地購入費等を補正するものである。単独事業は、これらの事業で、5,624万5千円の減となっている。

次に、施策費である。次世代育成行動計画策定費については、後期行動計画を策定するにあたり、今後5年間のあるべき方向性を再検討する必要性が生じたため、委託料を追加するものである。次の商工会議所助成費、商店街活性化対策費、物産振興対策費については、いずれも事業主体が新居浜商工会議所であり、愛媛県が今年度から新設した新ふるさとづくり総合支援事業に応募申請し、今回採択されたため予算措置するものである。次に、商工費の中小企業金融対策費については、昨今の経済情勢に対応し、市内中小企業者に対し、緊急的な金融支援を行うことにより、資金繰りの安定化、金融負担の軽減を図るため、平成20年10月1日以降の市の制度融資利用者に対し、初年度返済金の内、利子分を補給する。また、緊急対策融資枠として、借入限度額1,000万円の緊急経営資金を新設するという内容である。施策費については、これらの事業で、2,199万3千円の増となっている。

次に、経常経費であるが、金融対策事務費、住宅管理費ほか人件費の補正で、3,340万2千円の増となっている。

これらを賄う財源であるが、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金等で措置をしている。

次に、特別会計についてである。まず、渡海船事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、人件費補正であり、人事異動に伴う内容である。次に、国民健康保険事業特別会計について

であるが、今回の補正は、8,574万2千円の追加であり、内容としては、退職被保険者に係る保険給付の増加による退職給付費等の追加及び平成19年度事業の精算に伴う償還金の減額等である。次に、老人保健事業特別会計についてであるが、今回の補正は、4,083万4千円の追加であり、補正後の予算総額を13億3,366万4千円とするものである。内容としては、医療給付費、審査支払手数料等について予算措置するものである。次に、介護保険事業特別会計については、要介護認定者の見込み増に伴う保険給付費等について予算措置するものである。次の後期高齢者医療事業特別会計については、人件費補正である。

<教育委員会事務局長>

議案第69号、第70号について説明する。2件とも、指定管理者の指定についてである。

まず、議案第69号の新居浜市別子山ふるさと館等の指定管理者の指定について。新居浜市別子山ふるさと館他2施設の指定期間が平成21年3月31日で終了することから、21年4月1日以降の当該施設の指定管理者を(有)悠楽技に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。候補者の選定にあたっては、基本的には公募であるが、施設の性質、規模、機能、そして地域性を考慮して、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、(有)悠楽技を非公募で選定した。選定委員会の審査の結果、地理的条件から緊急時の対応や管理面全般において、これまで非効率的なところがあり、別子山地域の他の施設との連携による一体的な管理運営及び効率的な運営とするため、(有)悠楽技を指定管理者候補者とすることは適当と思われるとの評価を受けている。このようなことから、適正な管理運営が行われるものと考えている。なお、指定期間は平成21年4月1日から23年3月31日までの2年間である。

次に、議案第70号の新居浜市市民文化センター等の指定管理者の指定について。新居浜市市民文化センター他16施設の指定管理者の指定期間が平成21年3月31日で終了することから、21年4月1日以降の当該施設の指定管理者を、財団法人新居浜市文化体育振興事業団に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。候補者の選定にあたっては、公平かつ透明性を図るため公募を実施した結果、財団法人新居浜市文化体育振興事業団の1団体のみ応募であった。文化体育施設の多種多様な管理をしてきた実績があり、平成18年度から指定管理者として施設管理を継続しており、候補者として適当と思われるとの評価を受けている。このようなことから、今後も引き続き適正な管理運営が行われるものと考えている。なお、指定期間は平成21年4月1日から26年3月31日までの5年間としている。

<福祉部長>

議案第71号から議案第73号について説明する。いずれも指定管理者の指定についてである。

まず、議案第71号の新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定について。新居浜市総合福祉センターは、平成18年4月1日から3年間、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営を行っているところである。今回、指定期間3年間が経過したことから、公募により選定を行った。その結果、指定期間を5年間とし、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者として選定しようとするものである。

次に、議案第72号新居浜市中心身障害者福祉センターの指定管理者の指定について。新居浜市中心

身障害者福祉センターは、平成18年4月1日から3年間、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営を行っているところである。今回、指定期間3年間が経過したことから、公募により選定を行った。その結果、指定期間を5年間とし、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者として選定しようとするものである。

次に、議案第73号の新居浜市立知的障害者更生施設の指定管理者の指定について。新居浜市立知的障害者更生施設くすのき園は、平成16年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人わかば会を指定管理者に指定し、管理運営を行っているところである。今回、5年間の指定管理期間が経過したことから、公募により選定を行った。その結果、指定期間を5年間とし、社会福祉法人わかば会を指定管理者として選定しようとするものである。

<市民部長>

議案第74号の新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定について説明する。新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定期間が、平成21年3月31日をもって終了となることから、21年4月1日以降の当センターの指定管理者を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に指定するため、議会の議決を求めるものである。指定管理者の選定にあたっては、3年前の平成17年度と同様に、公募を実施した結果、財団法人新居浜市文化体育振興事業団の1団体から応募があった。財団法人新居浜市文化体育振興事業団は、新居浜市指定管理者候補者選定委員会において、当センターの運営管理の実績があり、平成18年度から指定管理者として施設管理を継続しており、候補者として適当と思われるとの評価を受けている。そのようなことから、今後も引き続き適正な運営管理が行われるものと考えている。なお、指定の期間については、平成21年4月1日から26年3月31日までの5年間である。

<環境部長>

議案第75号の新居浜市斎場の指定管理者の指定について説明する。新居浜市斎場の指定管理者の指定については、平成21年度から新居浜市斎場の適性かつ効率的な運営を図るため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、管理運営を行う指定管理者を募集した。1社から応募があり、新居浜市指定管理者候補者選定委員会の審査の結果を受け、新居浜市斎場の指定管理者には(株)フロンティアサービス四国を指定し、指定管理者による管理運営を行おうとするものである。(株)フロンティアサービス四国は、委託業者として長年斎場の運営管理の実績があり、適正に安定的な管理運営ができるものと考えている。なお、指定の期間については、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間である。

<総務部長>

議案第79号、第80号及び追加提出予定議案について説明する。

まず、議案第79号の新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。市民の権利利益の保護を図るため、現在、新居浜市個人情報保護条例を適切に運用しているところであるが、統計調査に係る個人情報については、統計法において個人情報の厳正な取扱いに必要な制度上の規律が整備されていることから、条例第48条第2項第1号において、本条例の適用除外としているところである。今回、全部改正された統計法が平成21年4月1日に全面施行されることとな

ったが、これまでの国が実施する統計調査に加え、同法第24条に基づいて地方公共団体が行う統計調査を本市も関わって実施すること、また、同法第29条に基づいて他の行政機関から行政記録情報の提供を受けることが想定されることから、これらの統計調査に係る個人情報についても、基幹統計調査等に係るものと同様、条例の適用除外とするものである。改正の内容についてであるが、第48条第2項第1号の規定を、統計調査に係る個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法律の適用除外を規定した統計法第52条の規定を引用したものに改正するとともに、同項第2号を同項第3号とし、同項第2号として、地方公共団体が行う統計調査に係る個人情報の規定を追加するものである。改正の影響についてであるが、新たに条例の適用除外となる個人情報についても、統計法により厳正な管理のもとに取扱いがなされることから、個人の権利利益の保護に反するような事態にはつながらないと考えている。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第80号の新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。今年度、教育委員会事務局に発達支援準備室を設置し、障害や発達課題のある子どもに対する一貫した支援システムづくりのための準備を行ってきたが、平成21年度から発達支援業務を本格実施することに伴い、職員の定数に関する規定のうち、教育委員会に係るものを改めようとするものである。改正の内容についてであるが、第2条第5号において規定している教育委員会の事務局の職員定数を31人から37人に、同条第6号において規定している教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員定数を82人から76人に改めようとするものである。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している議案について説明する。

まず、新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてである。本年4月30日に、平成20年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正を行ったが、個人住民税における寄附金税制の改正については、愛媛県から、県及び県内市町が条例で指定する寄附金と同じものであることが望ましいとの働きかけがあり、県及び市町で検討、協議し、控除対象寄附金を決定することとしていた。この度、その条例案がまとまったので、追加提出し、個人住民税における寄附金税制の改正を行う予定としている。

次に、人事議案であるが、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員猪野和志氏は平成20年11月30日をもって辞任するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

市長 建設部。新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例については、わかりにくい。政令が改正されたため、条例を一部改正しようとするものか。

建設部長 はい。今まで、入居基準額は、政令月収の20万円と定めていたが、その額が下がる。

市長 それは、これから入居する人の話なのであろう。

建設部長 いや、今現在入居している方にも影響が出る。

市長 退去対象者が増えるのか。

建設部長 増える。ただ、これについては、激変緩和措置として、5年間の家賃差額分のすり合わせをする。また、収入超過者となる方については、今までどおり、順次対処していかなければならないと考えているが、今後5年間については、旧基準でもってしていくこととしている。

市長 市営住宅を、低所得者向けの住宅にしていこうとする考え方か。

建設部長 そうである。

市長 考えはわかるが、家賃が上がる人が出てくるということは、下がる人も出てくるのか。

建設部長 下がる人は、わずかである。下がる額もわずかで、100円単位である。

市長 上がる人は、2割ぐらい上がるのか。

建設部長 最大で20～25%上がる可能性がある。

副市長 現実に上げたりしているのか。

建設部長 している。もともと20万円が基準であったことから、20万円以上の方については、入居が3年以上を越えたら割増しを課するなどしていた。そして、収入超過者については、政令月収が20万円から15万8千円に落ちるため、100名を少し超える方に影響がある。

市長 割増しする基準が下がるから、割増しとなる対象者が増えるということか。

建設部長 そうである。

副市長 確認するが、毎年、収入が上がった人の家賃は上げているのか。

建設部長 それが基本である。7月に収入調査をし、それによって家賃を変えている。

副市長 県営住宅では、していない。

建設部長 いずれにしても、これについては新居浜市だけのことでなく、全国的な話であり、大きく上がる方には、ご理解をいただけるようにしていかなければならないと考えている。

市長 北新町の市営住宅で、4万円クラスの家賃の方は、最高で5万円ぐらいになる。まあ、それだけ収入がある方には、市営住宅を出ていただきたいということか。

建設部長 高額収入があるということになるので、出ていただくということである。一番影響が出るのは、このような方達である。

副市長 会派説明の中で、市営住宅の今後の整備計画という話が出たが、そのような計画を持っているのか。

建設部長 平成16年にストック計画というものを立てているが、これについては、はっきり言って動いていなく、現在の10か年実施計画では計上していない。この計画は、老朽化した建物を改築していこうというものであるが、政策空家については、新たな入居は拒否しているが、出すことの計画がないので、今現在住まわれている方が出るまで待つという状況である。何らかの方策を考えなければならない。

市長 市営住宅については、会派説明での修繕の補正予算とこの話もあり、広範囲にな

と思う。負担の問題があるが、基本は、市営住宅をより低所得者向けにしていこうとするものであり、理解を得られると思う。よろしく願います。

建設部長 はい。

市長 指定管理者の指定については、全体の話は総務部で願います。個別については委員会でのこととなるが、本会議で、全体的な実績や評価とかが出てくるのが考える。各部局が個別に答弁するのではなく、総務部で願います。

総務部長 はい。

市長 他に、質問等はあるか。

ないようなら、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について（関係部局）

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてであるが、特に報告が必要と考える項目ということに絞って、簡潔に願います。企画部から順番に願います。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明。経済部、教育委員会事務局は報告項目無し>

<企画部長>

企画部からは、4件報告する。

まず、17番の近代化産業ロマンの息づくまちづくり、他近代化産業遺産関係の質問についてである。山田社宅の現況調査を実施し、今後報告書としてまとめることとなっている。また、煙突山周辺の土地の交換については、11月1日付けで契約を締結し、来年度に保存調査を行うこととしている。

次に、36番のパワーラインコミュニケーションについて。別子山地区のブロードバンド化についてであるが、無線を利用したインターネット等が可能なシステム、ワイマックスというが、その包括免許が、(株)ハートネットワークに10月15日に付与された。現在、第1期工事として、弟地地区に無線局設置工事を行っており、12月8日に電波の発射を行う予定となっている。

次に、44番の民間事業者の開発方針について。駅前のテレコム周辺の大街区の民間商業施設事業者に関する質問であるが、この土地については、住友化学、住友鉱山の所有地である。そこへどのような商業施設を誘致するかということについては、住友化学、住友鉱山、商工会議所、そして市で構成する土地利用調整会議を設置し、現在検討している。提案競技というようものを実施することで、業者の方に提案をお願いしており、今年度中には進出事業者を決定する予定となっている。

最後に、48番のふるさと納税について。9月補正予算にてチラシ等の予算措置を行った。10月には、市内の住友各社の他関係機関に、あかがね基金を中心に、広報、寄附依頼を行った。また、市政だよりも掲載したところである。ただし、11月19日現在で、寄附申出者8人、36万円の寄附と、若干低調なところである。間もなく、チラシもできることから、今後は、いはいま倶楽部会員への啓発、また、高校の同窓会などに対して、積極的な広報活動を行っていきたいと考えている。各部局長さんにおいては、それぞれの関係者にお声掛けをしていただくなど、啓発のご協力

をよろしくお願ひしたい。

<総務部長>

総務部は、今回、特に報告が必要な項目はないが、1件、答弁課題から削除したいと考えている。

項目番号22の公用車の運転についてであるが、公務中の交通事故防止については、管財課掲示板に安全運転管理度チェックや反省点、対策を記載した公務中における交通事故例を掲載する他、交通事故ゼロ運動の実施や交通安全の標語の募集、また、折に触れ、全職員に通知を出し、交通安全意識の高揚と交通法規に対する遵法精神の涵養に努めるように徹底を図ってきた。決して公務中の交通事故がなくなった訳ではないが、万全の対応策はなく、いつ行き、答弁課題から削除できない状況である。このようなことから、10月3日にも全職員に対し安全運転と公用車利用に対する啓発のメールを送信したが、今後とも、月2回程度の周期で、庁内放送等も利用した安全運転の啓発を継続して行うこととして、答弁課題からは削除させていただきたいと考えている。

<福祉部長>

福祉部から、項目番号23、24、25番の3件を報告する。

まず、23番の特定不妊治療について。これについては、1年前の12月議会において、真鍋議員から、「治療費の一部を助成することを検討してください。」ということであった。対応の内容についてであるが、本年8月に企画財政会議において、一定の承認をいただいている。今後の見通しとしては、福祉部としては、優先順位を付けて事業企画提案ということで、事業実施について検討していくこととしている。

次に、24番の休日夜間急患センターの市外利用者に係る費用負担について、広域で協議すべきということについてである。質問の内容は、「休日夜間急患センターに、新居浜市民以外の方、四国中央市、西条市の両市から来る人が多くなっている。応分の負担をしてもらってはどうか。」ということであったが、それよりも前に、休日夜間急患センターの小児救急の診療時間の延長を現在検討しており、こちらの方を優先して実施していきたいと考えている。こういった状況を見て、その後、西条市、四国中央市と、休日、夜間の急患の患者の取扱いについて、広域的な協議を進めていきたいと考えている。

次に、25番の社会福祉協議会の運営補助金及び組織のあり方については、昨年来、度々、多くの議員さんから質問があった。答弁内容としては、「平成20年度秋を目途に、一つ目として、補助金や委託料などの適正な財政支援方策、二つ目として、市と社会福祉協議会の連携のあり方について、一定の方向性をまとめる。」という答弁をしている。これについては、社会福祉協議会と市との関係者で、市補助金及び委託料等の適正化に関する調査検討委員会を設置し、協議を行ってきた。その結果、1番、2番ともに、今年9月に、一定の方向をとりまとめ、その考え方に基づいて、補助金の公募、あるいは、指定管理の委託料等に反映して予算要望をしていくということ、これについては、完了ということとしたい。

<市民部長>

市民部より、3点報告する。

まず、8番の新居浜Eネットについては、今日まで調査検討をしてきた。Eネットからメルマガ

へシステムの変更を平成20年度から実施したが、有事の際の動画による情報伝達については、送信側である行政としては、設備や職員体制上の問題、受信側である市民としても、動画受信による経費がかかることから、現時点での実施はむずかしいと考えている。コミュニティFMについても、近年の通信機器の急速な発展、ボランティア市民の積極的な運営協力、市民の自発的気運の盛り上がり、事業者との協議における行政負担経費に相当の隔たりがあることから、導入は困難であるということで、前回の議会において、市長答弁を行っている。災害時の最適なものとしては、防災行政無線の導入が検討されていることに鑑みて、この項目については、一応削除ということにしたいと考えている。

次に、22番、23番のワンストップサービスについて。本年8月の企画財政会議において、さらに、他市の状況等を検討するというので、その後、私を会長とする関係部局の職員を委員としたプロジェクト会議と、実務職員からなるワーキンググループを、10月に設置した。現在のところ、来年1月から、ワンストップに向いている8業務について実施するよう、ワーキンググループにて準備をしている。また、総合窓口準備室を設けて窓口改善で成功している先進市を参考に、推進体制強化のため、本市も定員管理の面からの検討と併せて、引き続き業務の精査を、今後行っていく。

最後に、28番のセクシュアル・パワーハラスメントの対応については、昨日に関係課が集まり、検討を始めたところである。この相談窓口の必要性は関係各課とも認識しているが、具体的な所管課や相談員の配置等については、今後早急に協議していくということで、昨日の会は終わっている。

<環境部長>

環境部からは1点、7番目のごみ有料化について報告する。「市民の意見を聞くなどして、効果が上がるよう留意する。」という答弁を行い、21年10月実施に向けて、市民や自治会から出された意見をまとめて、条例改正案を作成し、12月議会に上程する予定としていた。しかしながら、まちづくり校区集会、自治会、議会等で説明し、様々な意見、要望が出された中で、21年10月の実施については、見送るというふうに変更する。今後は、ごみ減量の啓発、ごみの減量施策の推進、ステーション管理、不法投棄、高齢者のごみ出し対策など、問題点を整理し、市民、自治会の皆さん等と協議を深めていくこととしている。

<建設部長>

建設部からは、3件報告する。

まず、3番、これは別子山活性化推進住宅新築事業についてである。本件については、本年8月に、建設場所、仕様等について会派説明を行い、瓜生野にある活性化住宅に隣接した土地に、仕様も変えて建設することとした。今年度は、用地の取得と実施設計を行い、21年度に、土地造成と4戸を建設する予定としている。

次に、20番の国領川河川敷公園の再生整備について。関連として、14番、25番があるが、現在の状況としては、一番問題となる河川占用の協議中であるが、まずは、次年度以降に工事着手ができるような形で、部分的な、特に便益施設等であるが、施設、工作物の占用の許可のないものの事前協議を行い、いずれにしても、来年からの着手を考えたいというふうに思っている。ただ、

今年度中には、部分的な占用了承を得ながら仕事をできるような形にはもっていくが、最終的には、全体で許可を受けるということにしたいと考えている。なお、階段の設置については、流下断面、いわゆる、河積を狭めるということで、大変難しいと言われていたが、対岸の河積を拓げて階段を設置するという方向で、現在動いている。

次に、31番の中萩、神郷地区の公園整備について。24番も同一質問であるが、現在は、もう既に工事に着手している。粗造成や流出木、所有物件等の撤去などを行っている。公園の名称については、9月26日に、連合自治会、単位自治会、その他の役員さんに集まっていたいただいた地元協議の中で、中萩きらきら公園という名称に決定している。なお、現在県が所有し、公営企業局が管理している土地については、無償の貸借契約を11月10日付けで締結している。今後は、実施設計をして、来年度以降、整備を行う予定ことで進めている。

<水道局長>

1件、新山根配水池について報告する。この配水地は、瑞応寺配水池の補完的役割を果たす施設であり、平成13年度に造成工事を完了したが、現在、中断した状態である。この造成した用地の活用策を探るために、18年度に水道施設の耐震診断、19年度に水道事業経営基本計画の見直しを行い、この配水池の位置付け等を再度検証した。こういった経緯を経て、本年度、予定地周辺に通っている中央構造線の調査研究を、愛媛大学防災情報センターへ委託している。研究期間は12月19日までで、報告書は2月中旬頃に出る予定であるが、11月10日に中間報告会を行った。その中間報告では、予定地の地盤を強固にして建設すればよいのではないかとというような報告を受けているが、いずれにしても、最終報告書が出て、その結果を踏まえて、上部給水区の安定給水について、この配水地をどうするか最終判断をしていきたいと考えている。

<消防本部：総務警防課長>

1件、3番の21世紀の消防団について報告する。消防団の活性化策については、第三者機関による審議をしてはということで、平成18年9月議会で、藤田幸正議員から質問があった。本年度は、たたき台となる消防団活性化推進計画の案が出来上がったので、本年4月に、各分団から検討委員を17名選出、これまでに、8月、10月の2回、活性化推進検討委員会を開催し、推進計画の承認をいただいている。今後については、活性化推進検討委員会の推進計画に沿って、定員、詰所、教養訓練、また、第三者機関による審議等について、具体的に検討を行う予定である。

市長 よろしいか。では、議会の答弁課題については、以上のとおりとする。

次の議題に移る。

(3) 10か年実施計画要望状況と事業企画提案について（企画部）

市長 10か年実施計画要望状況と事業企画提案について、企画部より説明をお願いします。

<別添資料「10か年実施計画要望状況及び事業企画提案関係資料」に沿って説明。>

<企画部長>

平成21年度の10か年実施計画の要望状況について、一般財源の比較で説明する。

今年も枠配分方式で要望していただいたが、一般財源の10年間の枠配分額588億8,351万4千円に対し、要望額は608億6,778万4千円となっている。

要望額の内、枠配分後に、国や県の制度改正、企画財政会議での決定などで、枠配分を越えて要望することを容認した額は22億7,817万2千円となっている。その内、経常経費を削減するなど財源を確保して要望した額が58,06万1千円、財源を枠外で対応することをやむを得ないとしてお受けした分が、22億2,011万1千円となっている。枠外での要望を容認した事業の主な内容としては、後期高齢者医療関係、これが大変大きな額であり、18億5,076万円、また、マイントピア別子の管理運営費で2億3,750万6千円となっている。特に、後期高齢者の医療費関係については、制度の見直し等不安定な要素がある中で、愛媛県後期高齢者医療連合から、単年度、平成21年度であるが、1億2,600万円の増という通知があった。これについては、12月頃に、もっと精度を高めた数字が来るとのことであるが、現時点では、その数字を入れてることから、18億5,076万円というような大変大きな数字となっている。

従って、枠配分を超えた要望額は、19億8,427万円というような状況となっている。ただし、財源確保分があることから、枠配分からの純増額は、19億2,620万9千円となっている。

10月1日の庁議において説明したとおり、9月見直しの10か年財政計画では、財政調整基金及び減債基金を全て取り崩した場合の10か年の財源不足は1億円強ということであったが、この要望を全て認めると20億2,893万8千円まで不足額が拡大し、基金が枯渇する、無くなるのが、平成29年度から2年早まり、27年度には予算が組めない状況となる。

現時点の要望状況は以上のとおりであるが、この後説明する事業企画提案が、これに追加されるので、なかなか厳しい財政状況にあるということを確認していただきたい。各部局長さんにおいては、強いリーダーシップを発揮して、5%の行政経営改革、事業の取捨選択などに取組んでいただきたいと考えている。

引き続き、事業企画提案について説明する。8月に、『環境政策』『少子化対策』『産業振興政策』、この3つの分野での事業企画提案を出していただいたが、提案事業数が80事業となっており、各部局より積極的な提案をしていただき、お礼申しあげたい。しかしながら、提案事業を全て実施するには、概算数字を出していただいているが、10か年で一般財源が約108億円と試算されていることから、全事業の実施することは、現時点では難しい状況である。よって、提案いただいた80事業の中から、必要性、効果、財源手当て等を検討した結果、お手元に配布している資料、事業企画提案書要望入力対象一覧表に掲げている事業について、今後検討を深めていきたいと考えている。それらの事業については、精度を高めていただき、実施の可能性に向けて進んでいきたいということである。そこで、10か年実施計画での追加要望という形で搭載したいと思うので、具体的に言えば、行政評価システムでの要望入力をお願いしたい。要望の期限は、時間がないが、12月5日をお願いしたい。なお、要望入力対象一覧表に載っていない事業については、第五次長期総合計画策定、また、今後の施策立案の中で十分に活用していきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

では、要望入力をお願いした事業について、若干説明する。まず、環境政策について。環境部提案のふれあい収集事業と経済部提案の高年齢者活用ごみ戸別収集事業は、同じよう内容となっている。高齢者や障害者に対して、家庭ごみの収集を行うということで、経済部提案はシルバー人材セ

ンターを活用しようとする内容であるが、両部ですり合わせを行い、検討をお願いしたい。また、自然共生事業とみどりのカーテン事業については、市民環境会議の事業としての検討を、また、みどりのカーテン事業については、特記事項欄に記載していることについて検討していただきたい。生ごみ減量推進事業については、記載とおりである。

次に、少子化対策について。まず、一次救急医療拡充事業、これは休日夜間急患センターでの小児救急の拡充という内容である。次に、特定不妊治療費助成事業については、その対象者に補助をしていこうというものである。放課後児童クラブ施設整備事業については、老朽化著しい施設を改善しようとするもので平成22年度からの事業としているが、特に、大生院については21年度に前倒しでできないか、また、中萩についても必要性が大変高いということで、この辺りを検討していただきたい。地域子育て支援拠点事業については広場型ということで、既にジャスコで実施している分の開所日数等を増やそうという内容で提案していただいているようであるが、ジャスコ以外での実施を含めて検討していただきたい。保健センター施設整備事業については、記載のとおりである。

次に、産業振興政策について。東予港東港地区の港湾関連用地造成事業については、住友化学からのご依頼によって、港湾関連用地を造成しようとするものである。2番目の「キラリ☆ものづくりで光るまち新居浜支援事業」については、ものづくり産業育成ビジョンの作成という内容である。その下の企業立地促進支援事業については民間所有地への企業立地支援策の検討等を行うということで、ものづくり産業育成ビジョンの中で検討していくようお願いしたい。次の「キラリ☆ものづくりで光るまち新居浜支援事業」については、多極型産業推進事業用地の整備、ゾーニングの変更等といった内容と、ものづくり人材育成施設の建設ということで、これらについてはセットで実施しなければならない内容と理解しており、この辺り、国等の補助制度を含めて精査していただきたい。次に、えひめ若者サポートステーション相談所設置事業については、ニートや引きこもりなどの若者への相談窓口の設置ということであるが、これについても、国等の補助制度の確認をお願いしたい。最後の大島地区活性化促進事業、これは船員体験事業という中身で事業概要が出されているが、視点を広げて、大島の定住人口や観光客の増といった活性化を図るような内容にしたいと考えている。

次に、複数政策関連事業、3つの政策が複合しているという観点から提案していただいた事業についてである。新農政2008農業活性化事業については、地産地消の推進を中心とした事業構築をお願いしたい。経済部提案の庁舎母子利用環境整備事業については庁舎の中の整備ということで、実際に事務を担当するのは、主に管財課になろうかと思うが、この辺りを含め協議をお願いしたい。

以上説明したが、これらの事業で、10か年の一財ベースでは、概算で11億7,498万5千円となっている。要望入力のお知らせについては、庁議終了後にメール送信するので、詳細な打合せ等については、総合政策課と協議をお願いしたい。

市長 今、企画部長から説明があったが、たくさんの提案をしていただき、皆さんの意欲を感じることができ、大変ありがたかったと思っている。事業としては絞っていかなければならないので、こういった形でお願いすることとなったが、他の事業について

も、提案した課所、職員の話聞く時間を設けたいと考えている。
議題は以上である。

3 連絡事項

市長 何か連絡事項はあるか。
ないようなら、これで第9回庁議を終わる。